

吉 こ 第 1 9 6 号  
平成 3 0 年 5 月 9 日

吉田町監査委員 伊藤 利勝 様  
吉田町監査委員 遠藤 孝子 様

吉田町長 田村 典彦

### 定期監査結果に基づく措置について

平成30年3月30日付け吉監第59号による定期監査結果報告書における指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項及び吉田町監査委員監査基準第32条第1項の規定により通知する。

#### 記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 こども未来課
- 3 監査結果報告書年月日 平成30年3月30日
- 4 指摘事項

##### (1) 指摘事項の内容

ア 職員による「放課後児童クラブ徴収金」の横領事件が発生したことは、大きな問題である。定期監査時点においても刑事事件として警察当局の捜査が行われている。不祥事の発生要因として、現金収納事務を2名体制でなく、1名体制で執行されていたことで牽制機能が欠如していたこと等が挙げられる。

3年連続、同一課において指摘事項が生じたこと、特に本年度は横領事件という不祥事が発生したことを真摯に受け止め、深く反省されたい。

既に、監査時点では町当局は現金取り扱いの適正化を図るべく、検討、実施されていた。

今後については、不祥事が発生することの無いよう、適正な現金収納事務に努められたい。

##### イ 保育園の遊具点検について

こどもの安全確保を目的として遊具点検は実施するものであるにもかかわらず、以下に述べるように不適切な事例がみられた。

##### (ア) 点検業務業者による未点検遊具について

点検業務委託仕様書に定める、別紙・点検業務対象遊具一覧表に記

載されているにもかかわらず、遊具点検結果報告書に記載がない未点検遊具が9件あった。

こども未来課の遊具点検の責任意識が欠如している表れであり、速やかに点検業者への是正対応を図るべきである。

(イ) 点検諸帳票の番号・遊具名の不一致について

こども未来課作成の遊具点検業務対象遊具一覧表の番・遊具名と添付遊具写真の番号・遊具名の不一致と業者作成の遊具点検結果報告書の番号・遊具名（写真付き）が一致しないものが散見されたので整合性を図り、こども未来課と業者が統一された番号・遊具名とすべきである。

今後については、遊具点検の目的「こどもの安全確保を図る」を常に念頭に置き、適正な遊具点検に努められたい。

(2) 措置の内容

ア 放課後児童クラブ徴収金について

放課後児童クラブの利用料については、保護者が現金を入れた集金袋を放課後児童クラブの職員に手渡し、その現金入りの集金袋を放課後児童クラブの職員がこども未来課に届け、最終的にそれを受け取ったこども未来課の担当職員が会計課に入金をしていた。

これは、利用者の利便性を考慮した方法であったが、職員が現金に触れることが業務上横領を誘発したと判断し、平成29年11月からは、保護者自身で金融機関や会計課の窓口に納付書と現金を持参して払い込んでいただくように改めるとともに、平成29年度中に放課後児童クラブに関する電算処理システムを導入することにより、平成30年4月から金融機関の口座から自動引き落としができるように事務を改善した。

また、全庁的に統一して作成した「現金取扱マニュアル」に基づき、現金の受領、集計、入金までの一連の業務に複数の職員が関わるチェック体制を強化し、現金の管理に対して責任の所在を明確にした。

今後は、口座振替による納付の推奨を行うことで保護者の利便性を維持し、納付率の向上を図っていく。

イ 保育園の遊具点検について

(ア) 点検業務業者による未点検遊具について

本業務は、平成29年6月22日に契約を締結し、4園にある計66品目について、年5回の定期点検を義務付けていた。

このたび、町の定期監査において、こども未来課作成の遊具点検業務対象遊具一覧表と業者作成の遊具点検結果報告書の番号・遊具名の

不一致の指摘があり、こども未来課において再確認したところ、契約時の仕様書と受注者の実際に点検した遊具に差異が生じており、これまで4回の点検において実際には点検されていない遊具があることが判明した。

これを受け、5回目の点検については、こども未来課が変更契約後の仕様書における番号と遊具の名称を一致させた上で、契約項目の確実な履行を指示した。また、受注者からの遊具点検結果報告書においても整合が図られていることを確認した。

また、点検のなかった9品目の4回分については減額変更することとし、業務委託料を116,640円から110,160円とする変更契約を平成30年3月5日に締結した。

今後は、定期点検ごとに適正な事務が履行されているかチェックを徹底する。

(イ) 点検諸帳票の番号・遊具名の不一致について

上記のとおり、5回目の点検については、番号と遊具の名称を一致させた上で、契約項目の確実な履行を指示した。また、受注者からの遊具点検結果報告書においても整合が図られていることを確認した。

今後は、定期点検ごとに適正な事務が履行されているかチェックを徹底する。

担 当 こども未来課  
児童福祉部門  
内 線 211、213